

船橋市入学準備金貸付制度（推薦入学者用）

「非課税世帯に限定」が撤廃され誰でも申し込みができるようになりました

この制度は、経済的理由により進学することが困難な方に対して、入学資金（入学準備金）を貸付し、将来の有望な人材を育成するための**船橋市独自の制度**です。

多くの市民の皆様からのご要望があり、改善を求めた結果、26年度の募集から**「非課税世帯」に限られていた募集制限※が撤廃され、誰でも申し込みができるようになりました。**

※10月（推薦入学者用）と1月（一般入学者用）の年2回の募集のうち、10月分は非課税世帯に限定して募集され、1月募集分については以前から制限がなく申し込む事が可能でした。このうち、10月募集分の限定が撤廃されました。

----- 定例会での要望が実現しました（平成24年第4回定例会での一般質問より） -----



橋本 和子

推薦入学者用の入学準備金は市民税が非課税、または市民税所得割が非課税の世帯が対象となっております。昨年は収入があっても、今年になって収入が激減し、奨学金を受けられない方がいます。推薦入学が決まり、入学金を年内に納めなければならないケースがあります。

（中略）

また、国民生活金融公庫では、逆に一定の収入がなければ借りられませんので、できるならばこの市の奨学金を見直して、借りやすくしてあるべきだと思います。

議員ご指摘のとおり、例年推薦入学は早い時期に入学資金が必要となる方もいらっしゃいますので、今後資格要件につきましては、近隣他市の状況や他の貸し付け制度の取り扱いなどを調査研究してまいりたいと考えております。



学校教育部長



希望の未来へ！あなたと市政のかけ橋に

笑顔で、誠実・迅速に！！をモットーに、「現場を歩き・対話に動く」みなさまとのひざ詰めの対話を行ってまいります。
お気軽に、みなさまのお声をお聞かせください。

かずこ

はしもと 和子（船橋市議会議員）

ホームページ：<http://hashimoto-kazuko.jp>

Facebook：<https://www.facebook.com/kazuko.hashimoto.967>



船橋市入学準備金貸付制度について詳しくは裏面もご覧下さい

船橋市入学準備金貸付制度 平成 26 年度 募集要項

① 貸付金額

	国・公立	私立
大学（短大を含む）・専修学校（専門課程）	15 万円以内	40 万円以内
高等学校・高等専門学校・専修学校（高等課程）	7 万円以内	20 万円以内

② 申請資格

次のすべてに該当する方。

1. 平成 26 年度に高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程及び専門課程に限る）または大学（短大を含む）に合格し進学予定の方
2. 本人または保護者が、引続き船橋市内に 1 年以上在住している方
3. 経済的理由により修学が困難で、かつ、学校長が奨学生として推薦する方

③ 申請期間

推薦入学者：平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）から平成 26 年 2 月 5 日（水曜日）まで（郵送不可）（AO 入試、自己推薦は除く）

一般入学者：平成 26 年 1 月 6 日（月曜日）から平成 26 年 2 月 5 日（水曜日）まで（郵送不可）

（注）受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで

（注）本人が直接学務課へ提出してください

④ 奨学金の返還

奨学金の貸付を受けて入学した学校を卒業後、3 年以内に無利子で全額返還していただきます。

ただし、償還期間内に償還完了されない場合、元金の他に遅延損害金を徴収します。遅延損害金の額は、履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、元金につき、民法第 419 条第 1 項を根拠に民法 404 条の規定に基づき年 5 パーセントの割合を乗じて計算した額（その額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます）とします。

本人が返済できなくなった場合は、連帯保証人に返還していただきます。

⑤ 奨学金の返還の猶予

進学等により在学中の場合は、申請により返還を猶予することができます。

※詳細は、学務課または船橋市のホームページ

（<http://www.city.funabashi.chiba.jp/kodomo/teate/0005/p008679.html>）をご確認ください。

船橋市入学準備金貸付制度に関するご質問・お問い合わせ・申し込みは船橋市役所 学務課へ

TEL : 047-436-2852

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで（休業：土曜日・日曜日・祝休日・12 月 29 日から 1 月 3 日）